

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

福岡市南区野間三丁目六番三号

特定非営利活動法人生活環境工房

清算人 三苦正太郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

北九州市門司区浜町九番一六号

有限会社友瀬鉄工所

清算人 友瀬 和彦

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

沖縄県那覇市西二丁目二〇一七

一般社団法人王の風オーシャン

代表清算人 赤嶺 哲也

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年九月八日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

石川県白山市番匠町一五六二番地

白山市番匠町土地区画整理組合

代表清算人 熊谷 重喜

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月二十八日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載令

和八年九月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

埼玉県川越市大字寺尾八番地

医療法人河靖会河野医院

清算人 大塚 宏子

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年八月二十五日横浜市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番地

新綱島駅前地区市街地再開発組合

代表清算人 池谷 完治

解散公告(第二回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

東京都港区港南二丁目一六番七号品川Vタ

ワ二五二三号

医療法人社団済仁会

清算人 山内 潤

当法人は、令和八年四月三十日、建物の全部の滅失により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

東京都中央区京橋一丁目一番五号

メゾン・ド・タクト管理組合法人

清算人 富田 保徳

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年九月一日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

石川県白山市北安田町一〇五六番地一

白山市松任北安田南部地区土地区画整理組合

代表清算人 信作喜久雄

解散公告(第二回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

和歌山県田辺市たきない町二番一号

医療法人顯秀会

清算人 榎本 宗浩

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年二月十三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

東京都八王子市散田町三丁目六番二四号

医療法人社団植木皮膚科形成外科

清算人 植木 徹

解散公告(第三回)

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

東京都大田区久が原六丁目二〇番二二号

医療法人社団佑洪会

清算人 朴 正 佑

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年一月十六日開催の理事会及び評議員会において、解散することを決議しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

横浜市内南区六ツ川一丁目二七〇番地三

学校法人定光寺学園

清算人 渡井 耕平

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月二十七日富山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

富山市東福沢一四七八番地

宗教法人本立寺

清算人 浦田 秀幸

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月八日岐阜地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

岐阜市早苗町一丁目一四番地

宗教法人岐阜出雲大社

清算人 弁護士 幅 隆彦

連絡先 岐阜市上竹町二一 幅法律事務所

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和八年八月二十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十四日

鳥取市扇町二番地三

医療法人明徳整形外科

清算人 明徳 政裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字清原二丁目四番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 山内フツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年九月二十四日

青森県弘前市大字駅前二丁目二番地一

ンビルディング二階C号 小笠原法律

事務所

相続財産清算人 弁護士 小笠原大記